

社会福祉法人藍野福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 藍野福祉会（以下「当法人」という）定款第八条および第二二条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、当該会議の出席月数に応じて報酬を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬の支給時期は、当該会議に出席した翌月の25日に支給する。

支給日が休日若しくは金融機関休業日の場合はその前日とする。

2 報酬は、通貨で直接役員等に支給する。役員等の同意を得た場合は、本人の指定口座に振り込む。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員等の報酬の算定方法)

第5条 役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月15日より施行する。

別表 1

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	月額 20,000 円
上記の他、法人業務のための出席	月額 20,000 円

理事

	報酬の額
理事会への出席	月額 20,000 円
上記の他、法人業務のための出席	月額 20,000 円

監事

	報酬の額
評議員会、理事会への出席	月額 20,000 円
監事監査への出席	月額 50,000 円
上記の他、法人業務のための出席	月額 20,000 円